

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会

日時：令和5年8月25日（金）午前10時00分～

形式：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 答申

「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

2 受理報告

【審議資料】

資料1 「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

資料2 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	奥委員
	安立委員	羽染委員
	荒井委員	速水委員
	飯泉委員	水本委員
	日下委員	宗方委員
	玄委員	保高委員
	袖野委員	渡部委員
	高橋委員	

(15 名)

事務局 長谷川政策調整担当部長
石井アセスメント担当課長

資料 1

令和 5 年 8 月 25 日

東京都環境影響評価審議会
会 長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宮 越 昭 暢

「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和5年1月30日に「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベルは、評価の指標を満足するものの、特に高層建築物の解体方法によっては、高い位置での作業による騒音の影響が懸念されることから、適切な環境保全のための措置を実施し、環境への影響の低減に努めること。

【風環境】

本事業は、地区内外をつなぐ回遊性を高める歩行者ネットワークの形成を方針の一つに掲げており、中野駅に近接していることから不特定多数の人の利用が見込まれるが、風環境の予測結果では、計画地及びその周辺において、現況からの変化が一定程度生じる。このため、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 5 年 1 月 30 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 5 年 2 月 27 日	・現地視察
部 会	令和 5 年 5 月 16 日	・質疑及び審議
部 会	令和 5 年 6 月 23 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 5 年 7 月 14 日	・都民の意見を聴く会
部 会	令和 5 年 7 月 21 日	・質疑及び審議
部 会	令和 5 年 8 月 23 日	・総括審議
審議会	令和 5 年 8 月 25 日	・答申

資料 2

受 理 報 告 (8月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	中央新幹線 品川・名古屋間（工事の施行中その4）	令和5年6月27日
	目黒清掃工場建替事業（工事の施行中その4）	令和5年6月29日
2 変 更 届	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業	令和5年6月29日
	国立印刷局王子工場整備事業	令和5年7月6日
	勝どき東地区第一種市街地再開発事業	令和5年7月21日

8月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和5年8月25日

■事後調査報告書

(1) 事業名：中央新幹線 品川・名古屋間（工事の施行中その4）

事業者名：東海旅客鉄道株式会社

項目	助言事項		委員
水質	1	工事および施設の性質から、地点 05 と 06 は水質汚濁防止法に照らして環境中に放出する処理水の水質も測定することが望ましいと考えます。十分な頻度で測定を行い、降雨時の流出についても把握に努めてください。	飯泉
水質	2	地下水質は、酸性化だけでなくアルカリ化も注視すべきです。P. 24 (5) -1 ア. の 14～16 行目に「アルカリ化に関して、品川駅で最大で pH8.7、目黒川変電所で最大で pH8.6 を示しているが、水質調査時期において、薬液注入等の施工は実施していないことから本工事に起因したものではないと考えられる。」とありますが、水質のアルカリ化はコンクリート構造物との接触によっても引き起こされ、調査時期より前に注入した薬液が残留している可能性も排除できないことから、引き続き注意をお願いします。	飯泉
水質	3	水質試験においては、「地下水調査および観測指針（案）」に準拠して実施したとしていますが、地下水試料の採取方法を具体的に説明して下さい。揚水による水位低下が顕著な井戸が含まれており、井戸孔内に長期間停滞していた水を試料として採取してしまったのではないかとこの疑念がありましたので、ご質問させていただきました。	宮越
地下水	1	環境保全措置「地下水の継続的な監視」（別紙 5-1-21, 5-2-20, 5-3-10）の実施状況として、「観測井を設置し、（工事着手前からのモニタリングとして）地下水の水位、水質の継続的な観測を行い、地下水の変化による周辺環境に与える影響を低減することに努めた」が報告されていますが、この内容では実施状況として不十分と考えます。 観測を行っただけでは、影響を低減することに努めたとは言えません。観測結果を評価し、未然に対策を行うことで初めて影響の低減につながります。本報告書では対策に関する説明が見	宮越

		受けられません。地下水位の観測結果では、実際に工事の影響による水位低下が認められている地点があるにもかかわらず、本報告書には水位低下の対策について言及が無いことは問題があると思いました。 事業者自ら、環境影響評価書および事後調査計画書では、環境保全措置「地下水の継続的な監視」の効果として、「地下水の水位、水質の継続的な観測を行うことで、地下水に変化が生じて周辺環境に影響を与える前に対策して、その影響を低減する」と記しており、影響の低減には観測結果に基づく対策が必要不可欠であることを認識されていたはずです。委員としては事業者に、今一度、評価書と事後調査計画書に立ち返って頂き、観測結果に基づく対策を確実に実施して、その内容を報告書に記載頂くことを強く求めます。	
地下水	2	やむを得ずに観測井の位置を変更する場合は、新旧井戸の観測期間を重複させて水位の観測値を比較するなどして、観測井を変えても継続的な監視と言えるのか、観測結果に基づいて確認すべきです。	宮越
地下水	3	複数の井戸で井戸蓋の破損により雨水が流入したと報告されていますが、その期間は令和4年4月から令和5年2月までの11か月程の長期に及んでいます。破損をあまりに放置しすぎではないでしょうか。これでは環境保全措置「地下水の継続的な監視」が十分に実施されたとは、到底言えません。自記録式水位計だけでなくロープ式水位計を用いた定期的な測定を併用することや、自記録式水位計のデータの回収頻度を増やすなどして、観測井や機器のトラブルを早期に検出して対策し、影響を最小限にするよう努めて下さい。	宮越
地下水	4	観測井02-①と②（深層）（図5-1-2（8））について、令和3年11月～現在まで水位が5m程度低下しています。この結果は、事業者の環境保全措置の実施状況が不十分であり、工事による地下水の水位への影響を低減できていないことを示しているのではありませんか。 長期の水位低下は周辺の地下水環境に影響を及ぼすことが十分に想定されます。水位低下への対策を確実に実施して、その内容を調査報告書に記載して下さい。	宮越
地下水	5	観測井03-①（深層）（図5-2-2（2））では、令和3年11月～現在まで水位が10m程度低下しています。この結果は、事業者の環境保全措置の実施状況が不十分であり、工事による地下水の水位への影響を低減できていないことを示しているのではありませんか。 長期の水位低下は周辺の地下水環境に影響を及ぼすことが十	宮越

		分に想定されます。特に本地点周辺には洗足池や周辺の湧水も存在していますので、水位低下への対策を確実に実施して、内容を調査報告書に記載して下さい。 (別紙 5-2-22「池の下には地下水を通さない粘土層や～」 「揚水(深層)の影響を受けることはない」について、粘土層でも透水性はゼロではあり、ませんので、「地下水を通し難い粘土層～」と「～の影響を受け難い」のように、誤解を招かない表記に修正されるべきです。)	
地盤沈下	1	環境保全措置「地下水の継続的な監視」(別紙 6-1-17, 6-2-19, 6-3-9)の実施状況として、「観測井を設置し、工事着手前からのモニタリングとして、地下水の継続的な観測を行い、地下水の変動に伴う地盤の変化による周辺環境に与える影響を低減することに努めた」としてはいますが、この内容では実施状況として不十分と考えます。 観測を行うだけでは、影響を低減することに努めたとは言えません。観測結果を評価し、未然に対策を行うことで初めて影響の低減につながります。本報告書では対策に関する説明が見受けられません。地下水位の観測結果では、自然要因ではない水位低下が長期に認められる地点もあるにも関わらず、本報告書に水位変化と地盤変動の関係や水位低下の対策への言及が無いことは問題があると思いました。 事業者自ら、環境影響評価書および事後調査計画書において、環境保全措置「地下水の継続的な監視」の効果として、「地下水の継続的な観測を行うことで、地盤に変化が生じて周辺環境に影響を与える前に、対策を実施してその影響を低減できる」と記していますので、影響の低減には観測結果に基づく対策が必要不可欠であることを認識されていたはずですが、委員としては事業者、今一度、評価書と事後調査計画書に立ち返って頂き、観測結果に基づく対策を確実に実施して、その内容を報告書に記載頂くことを強く求めます。	宮越
地盤沈下	2	調査地点 02-②' では令和 3 年 11 月以降-0.6~-1.0cm 程度の沈下が報告されています。事業者は変電所の躯体収縮等の影響と断定していますが、妥当性が理解できませんでした。これはどのような現象であるのか、なぜそう言えるのか、より丁寧に説明して下さい。この沈下に何らかの対策を行っている場合は併せて報告してください。	宮越
地盤沈下	3	調査地点 06-①' では-1.2cm, 06-②' では-2.6cm の沈下が報告されています。この結果は、非常口周辺において、工事の影響により局所的な地盤沈下が生じていることを示しているのではないのでしょうか。この結果を受けて何らかの対策を行っているのであれば、その内容を追記してください。	宮越

		また、この地盤沈下について、事業者は非常口躯体沈設時における躯体と地山の摩擦により生じたものとしていますが、妥当性が理解できませんでした。これはどのような現象であるのか、なぜそう言えるのか、より丁寧に説明して下さい。	
地盤沈下	4	観測地点 06-②について、事業者は工事の影響をより正しく確認できるようにするために 06-②' に変更したとしていますが、06-②では変更前に沈下が確認されており、変更時期として適切ではないと思いました。変更理由を丁寧に説明して下さい。	宮越
地下水・地盤沈下	1	01 品川駅では、複数地点で R5 年 2 月に地下水位の低下が観測されています。また、図 5-1-2(4)と図 5-1-2(6)に示されている 01-①(深層)と 01-③(深層)の地下水位について、井戸の蓋が破損して雨水が混入したため地下水位の上昇が見られたとの記述がありますが、深層地下水の水位が比較的短時間に数 m~5m 程度上昇する現象が繰り返されていて不自然です。降雨応答であれば、01-①(深層)と 01-③(深層)の両方の蓋が破損している期間(R4 年 9 月~12 月)は、同じタイミングで水位上昇のピークが出現するはずですが、そのようには見えません。蓋の破損については、定期的に見回りを行うなど早期発見と修復に努めてください。工事の影響を最小限にとどめるよう留意してください。	飯泉
地下水・地盤沈下	2	図 5-1-2(8)の 02-①(深層)および 02-②(深層)について、R3 年 11 月から R4 年 1 月にかけて地下水位を低下させて工事を行ったことにより、R3 年 11 月以前と比べて地下水位が 5m 程度低下した状態が継続しています。地下水の揚水は R5 年 3 月末まで継続しているようですが、地下水の揚水と地下水位について、現状、今後の計画、水位回復の見込みなどを丁寧に説明するべきです。R3 年 12 月中旬から R4 年 1 月上旬の地下水位データを示してください。実際の地下水位の値を示していない可能性があるかと判断する根拠についてもお説明ください。R4 年 11 月に揚水試験による水位低下を指摘していますが、この時期に揚水試験を実施した目的や今後の揚水試験の予定などについて明確にしてください。	飯泉
地下水・地盤沈下	3	02 地点では、地下水位を低下させて非常口の壁の切削工事を行った期間と同時期の R3 年 11 月 1 日と R4 年 2 月 7 日(約 3 か月間)において、02-②' で 4 mm の地盤高の低下が観測されています。過度な揚水により急速な地盤沈下が発生したことが疑われます。同年 3 月 8 日の観測を最後に観測点 02-②' を廃止するのではなく、同一地点で観測を継続すべきだったと思います。	飯泉
地下水・地盤沈下	4	図 5-2-2(2)の 03-①(深層)と 03-②(深層)では、R3 年 11 月の揚水開始以降に地下水位がおおよそ 10m 低下した状態が継続して	飯泉

		います。特に現場は洗足池に近接しており、周囲に複数の湧水が存在することから一層の注意をお願いします。また、地下水の揚水と地下水位について、現状、今後の計画、水位回復の見込みなどを丁寧に説明してください。	
地下水・地盤沈下	5	図 5-2-2(3)の 04-①(浅層)と 04-②(浅層)、図 5-2-2(4)の 04-①(深層)と 04-②(深層)について、不規則かつ複数回にわたり、水質試験に伴う揚水作業のため一時的な水位の低下が見られたとあります。水位の低下は 5～20m 程であり、通常の水質試験の必要量以上を揚水した印象を受けます。また、水質調査は全地点でほぼ同期間に実施するのが一般的です(本報告書内の水質調査もそのように実施されています)。短期間に複数のピークが出現しているものもあり、おおよそ水質試験に伴う揚水作業を実施したようには見えません。また、表 5-2-1(1)より、各井戸の水質の調査日は R4 年 3 月 18 日から同年 3 月 23 日の範囲にあり、この期間に各井戸で 1 回ずつ調査を行ったことが明記されているため、地下水位変動の説明と矛盾しています。作業工程と地下水位の関係について見直すとともに、今後は地下水位に大きな変動が生じないように十分注意することを求めます。	飯泉
地下水・地盤沈下	6	06 地点は地盤沈下量が比較的大きく、06-①は R4 年 3 月 30 日から R5 年 3 月 30 日の間(約 1 年間)に-0.9 mm、06-②は R3 年 6 月 28 日から R3 年 10 月 28 日(4 か月間)に-1.7 mm、R4 年 9 月 27 日から R5 年 3 月 1 日(約 5 カ月間)に-2.0 cm となっています。表土が埋土であることも一因と思われますが、地盤沈下が懸念されるため十分な配慮のもと工事を行ってください。 別紙 6-2-14 の「06-②」は「06-②」、別紙 6-2-15 は「06-②」と思われます。ご確認ください。	飯泉
地下水・地盤沈下	7	地下水位や地盤高の観測点は、観測期間中に場所を変更しないように努めてください。複数の地点で変更、移動が行われており、環境の継続的なモニタリングに不具合が生じています。井戸の蓋など不具合の早期修繕を含め、適切に対応してください。	飯泉